

平成28年3月23日
大臣官房地方課
大臣官房会計課

指名停止措置期間中の下請の禁止について

指名停止措置期間中の有資格業者を公共工事の受注者のみならず下請負人とすることも不適切であるとの趣旨から、通達に基づき、所属担当官（※）は指名停止措置期間中の有資格業者が工事の下請負人となることを承認してはならないこととしている。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領〔昭和59年3月29日建設省厚第91号〕
（下請等の禁止）

第8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者が当該所属担当官の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

※所属担当官：地方整備局長、事務所長、大臣官房会計課長、官庁営繕部長など工事請負契約を締結する事務を行う者で、当該部局に所属する者。

<問> 工事請負契約に係る指名停止を受けている業者が、国土交通省直轄工事の請負業者に対し「資材の販売」ができないのか。

（答）「資材の販売」を妨げるものではない。「建設工事」とは、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げるものをいい、工事以外の営業行為については、何ら指名停止の効力は及ばないと解される。また、有資格業者とは「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日建設省厚第76号）に規定する有資格業者をいう。よって、工事ではない資材の販売は、工事請負契約に係る指名停止の対象外であると考えられる。

<イメージ図>

